

## 第5章 計画に基づいて実施する事業

### 5-1 各主体の役割

公共交通に関する事業は、町民・交通事業者・行政が役割分担しながら実施します。

表 各主体の役割

<b>町民</b> (地域住民、 団体、企業等)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共交通を積極的に利用します。</li><li>・公共交通を地域で支えるため、要望する側ではなく主役として、利用する立場から路線・サービスの改善や利用促進の取組み等の提案を行います。</li><li>・利用促進の取組み等には、積極的に参加・協力します。</li></ul>
<b>交通事業者等</b>	<p>【交通事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・交通サービスの供給者として、安全運行の確保はもとより、きめ細かい、質の高い運行サービスの提供を行います。</li><li>・乗務員は、利用者に配慮した行動を行います。</li></ul> <p>【関係団体（県バス協会、県タクシー協会等）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・交通ネットワークを踏まえた日常交通圏間の調整や、交通事業者への助言・調整等による広域施策への対応を行います。</li></ul>
<b>行政</b>	<p>【広陵町】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住民の生活交通の確保、まちづくりの観点等から公共交通のあり方、維持・運営に必要な方策を検討します。また、地域の関係者との連携を進めるためのリーダーシップを発揮し、公共交通全体のコーディネートを行います。</li><li>・町民・企業や交通事業者の取組みを支援します。</li></ul> <p>【奈良県】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・広域的な視点から、関係者調整、必要な支援等を行います。</li></ul> <p>【国（近畿運輸局・奈良運輸支局）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・制度を通じた必要な支援と取組みにあたっての助言や情報提供を行います。</li></ul>

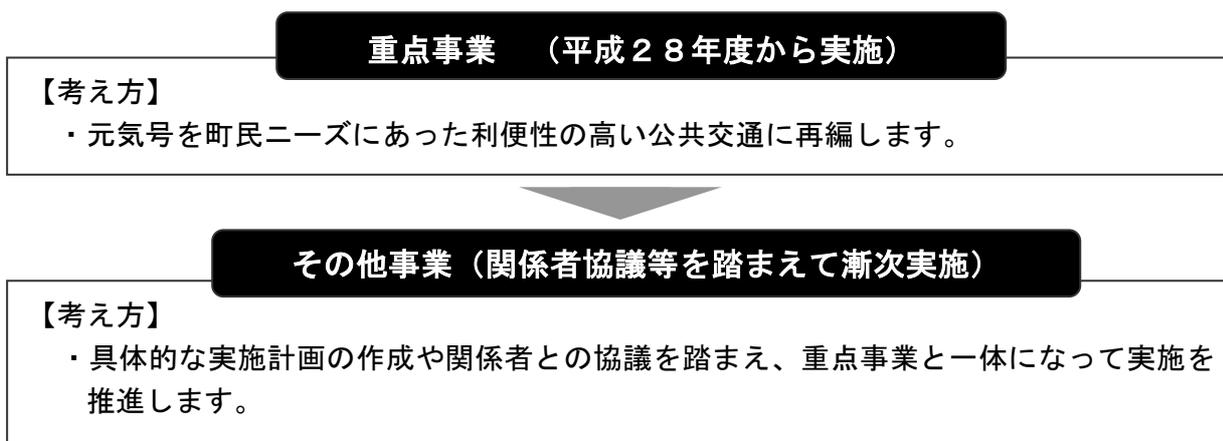
## 5-2 事業展開の考え方

町民・交通事業者・行政による連携と役割分担のもと効果的に事業を推進するため、重点事業を設定し、早期に事業着手します。

その他の事業については、具体的な計画の検討、関係者との協議を踏まえ、漸次実施します。

事業実施にあたっては、PDCA サイクルによる評価、見直しを行いながら進めます。

図 事業展開の方針



### 5-3 実施する事業

#### (1) 実施事業一覧

計画の基本方針、目標を実現するため、次の事業を実施します。

表 実施する事業一覧

方針	目標	事業
方針1 まちづくりを支える公共交通サービスの維持・向上	①基幹公共交通として、鉄道・路線バスのネットワーク・利用者数の維持を目指す	①-1 奈良交通の路線バスの維持
	②広陵元気号の再編により町民の移動利便性を高める	②-1 広陵元気号の本格運行
方針2 町内全域をカバーし、鉄道駅等に接続する公共交通ネットワークの形成	③公共交通相互の連携とサービス向上により、利便性を高める	③-1 広陵町役場広場整備 ③-2 観光客向けの公共交通利用促進
	④町民の公共交通に対する満足度を高めて利用者増につなげ、公共交通の持続性を高める	④-1 住民意見の把握と啓発
方針3 公共交通を活用する生活スタイルへの転換と協働の取り組みの促進	⑤モビリティ・マネジメントの推進	⑤-1 モビリティ・マネジメントの実施 ⑤-2 広報による地域住民等への周知 ⑤-3 時刻表の作成・配布 ⑤-4 モバイルサイトへの情報提供 ⑤-5 ホームページの作成と連携
	⑥公共交通を守り育てる環境づくり	⑥-1 運転免許自主返納の促進 ⑥-2 商業施設・事業者等との連携 ⑥-3 イベントの実施 ⑥-4 車両のラッピング、方面別カラーリング等の実施

## (2) 実施する事業の概要

### ①-1 奈良交通の路線バスを維持【実施主体：広陵町、奈良県、交通事業者】

(平成 28 年度以降：路線維持、平成 30 年度：ネットワーク再検討)

奈良交通の路線バスは、住民の生活に不可欠な路線のため、路線及びサービス水準の維持を交通事業者に働きかけます。

近鉄高田駅～竹取公園東線は路線沿線地域から鉄道駅までのネットワークとなっていますが、主な行政・文化機能が集積している役場周辺へのアクセス（経由）の確保についても検討します。

表 奈良交通の路線バスのサービス水準

路線	現状の便数 (平日 1 日)	確保すべきサービスの考え方
近鉄高田駅～竹取公園東	19 本	通勤・通学対応のほか、昼間の買い物、竹取公園への観光利用等のための利便性を確保する。 広陵町役場への接続について、利用者ニーズ等を把握の上、協議会で検討する。
五位堂駅～王寺駅	34 本	真美ヶ丘地区と五位堂駅・王寺駅間の通勤・通学、買い物、通院などに加えて、真美ヶ丘地区内の移動の利便性を確保する。
五位堂駅～馬見北一丁目	44 本	
五位堂駅～馬見南二丁目 (真美ヶ丘センター経由)	39 本	
五位堂駅～馬見南二丁目 (真美ヶ丘東小学校経由)	4 本	
五位堂真美ヶ丘循環	10 本	
五位堂駅～馬見北三丁目・馬見丘陵公園	42 本	真美ヶ丘地区と五位堂駅間、地区内の通勤・通学、買い物、通院などの日常生活移動の利便性を確保するとともに、五位堂駅から馬見丘陵公園までの観光利用にも対応する。

※現状の便数は、近鉄高田駅あるいは五位堂駅からの運行本数。

②-1 広陵元気号の本格運行【実施主体：広陵町、広陵町地域公共交通活性化協議会、地域住民】

(平成 28 年度 4 月：試行運行開始、平成 28 年度 10 月：本格運行開始、平成 30 年度：効果検証)

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの方向性を踏まえ、町民の利便性向上を図るため、広陵元気号のルート、運行ダイヤ等の再編を行います。この再編にあわせて、運賃を有料化します。

ルート案及び運行ダイヤは、幹線と支線を組み合わせた基本案をベースにします。

新ルートの周知と利用促進を図るため、平成 28 年 4 月 1 日より無料による試行運行を開始しており、同年 10 月 1 日より有料化による本格運行を行います。本格運行にむけては、試行運行時にアンケート調査等の利用実態調査を行い、これを検証することによって運行内容の見直しを検討し本格運行に移行していきます。

■基本案の概要と運行イメージ

項目	内容
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用の多い区間を定時定路線の「幹線」とし、役場周辺から鉄道駅、国保中央病院等の他市町への接続路線（往復型）を運行。</li> <li>○町内移動は、定時定路線の「支線」として運行（北東部支線、西部支線）。</li> <li>○広陵町役場周辺～近鉄大和高田駅間は多くの需要があるため、中央幹線と北東部支線の両方を運行し、一定の運行便数を確保。</li> <li>○広陵町役場等での乗り換えを考慮した運行ダイヤ。</li> </ul>
①運行方法	・定時定路線（幹線＋支線）
②運行日	・従前の元気号と同様に、原則、年中休まず運行。
③運行時間帯	・運行時間帯は、買物や通院時間帯の利用に対応することを基本としつつ、一部は通勤にも利用できるように、7：30～18 時台。
④運行ダイヤ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線は、当面は 1 時間半ごとの運行間隔とし、利用者が増加した段階で車両 2 台での運行にして増便を検討。</li> <li>・北東部支線は、1 周 1 時間半程度となるため、幹線との乗継は限定されるが、近鉄大和高田駅まで運行し利便性を確保。</li> <li>・幹線は 1 日 7 往復程度。</li> <li>・西部支線は片方向 3 便（現況）が 4～5 便（9 循環）程度に増便。北東部支線は、現況（片方向 3 便）と同程度。</li> <li>・広陵町役場・さわやかホール・中央公民館～近鉄大和高田駅間は片方向 1 時間に 1 便程度に増便。</li> </ul>
⑤運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担を原則として、平成 28 年度 10 月から有料。</li> <li>基本運賃は大人 1 乗車 100 円とし、各種割引を導入。</li> <li>・元気号間の乗り継ぎは、1 回に限り無料。</li> </ul>
⑥車両	【幹線】小型バス、【支線】ワゴン車

# 基本案

- 中央幹線
- 北東部支線
- 西部支線

- 広陵元気号の利用者年間100人未満 (H26年乗降ともに)
- 新設・移設バス停
- 奈良交通路線
- 学校・幼稚園・保育園等
- 公園、スポーツ施設
- 役場、文化、コミュニティ施設
- 主要商業施設
- 主要業務施設



※基本案のルートは一部変更になることがあります。  
 ※上記のルートは、平成 28 年 4 月からの試行運行ルートと同じです。

③-1 広陵町役場広場整備【実施主体：広陵町】

(平成 28 年度～29 年度：検討、平成 30 年度：整備予定)

広陵町役場前を整備し、役場とバスとの接続環境の向上を図ります。

広陵元気号の運行にあたっては、役場周辺のさわやかホール、中央公民館等の幹線路線と支線路線との接続個所において、可能なかぎり乗継しやすいように、運行ダイヤの調整を行います。

③-2 観光客向けの公共交通利用促進【実施主体：広陵町、交通事業者】

(平成 28 年度～29 年度：検討、平成 30 年度以降：実施)

観光客が路線バス、広陵元気号を利用して町内を巡りやすいようにするため、バスの時刻表と一体となった町内観光パンフレット・ホームページの作成など、観光客への観光資源・公共交通情報の提供を行います。

図 バスの時刻表と一体となった観光パンフレットの事例



(「おでかけバスマップ 平成 27 年 3 月 南知多町作成)

#### ④－１ 住民意見の把握と啓発【実施主体：広陵町、地域住民】

（平成 28 年度以降：継続実施）

住民と連携したまちづくりを進めるため、町内全ての 41 自治会別に開催する住民懇談会を活用して、公共交通に対する意見を把握します。この住民意見を反映したルート、運行ダイヤ、乗り場環境等の運行サービスの確保に努めます。

さらに、公共交通の利用啓発を図るため、主として地域住民を対象とする「公共交通とまちづくり」に関するシンポジウム等の開催を検討します。



（住民懇談会の開催状況）

#### ⑤－１ モビリティ・マネジメントの実施【実施主体：広陵町、交通事業者、地域住民】

（平成 28 年度以降：検討・着手、以降継続実施）

過度に自動車に頼った生活から、公共交通を利用した賢い交通手段選択のための方法として、モビリティ・マネジメントを実施します。

住民、従業者、学校、転入者などに公共交通の情報を提供し、コミュニケーションを継続的にとることにより、公共交通を利用するライフスタイルへの転換を促します。

例えば、次のような事業を展開します。

##### ○住民MM

町民に公共交通を利用した生活を考えていただき、できるところから実践していただくために実施します。

地域公共交通ネットワーク、運行ダイヤなどを示した公共交通マップを配布し、「かしこい車の使い方」を促します。

##### ○転入者MM

公共交通を利用したライフスタイルへの促進を目的に、転入時に町内の公共交通マップ等を配布し、公共交通を利用しやすい環境をつくります。

##### ○学校MM

公共交通を利用するメリット、マナーなどについて、学校と連携して出前講座などを行い、児童・生徒の公共交通利用に対する理解を深めます。

⑤-2 広報による地域住民等への周知【実施主体：広陵町】

(平成28年度以降：実施)

広報を活用して新たな運行方法の周知を図るとともに、利用状況等を継続的に掲載し、公共交通の普及啓発に努めます。

⑤-3 時刻表の作成・配布【実施主体：広陵町、交通事業者】

(平成28年度：作成・配布、ダイヤ等の見直し時にも作成・配布)

町民や来訪者への周知を図り、利用促進につなげるため、公共交通の時刻表・ルート図を掲載したチラシあるいは冊子を作成し、町内全戸に配布するとともに、公共施設、駅等にも配置します。

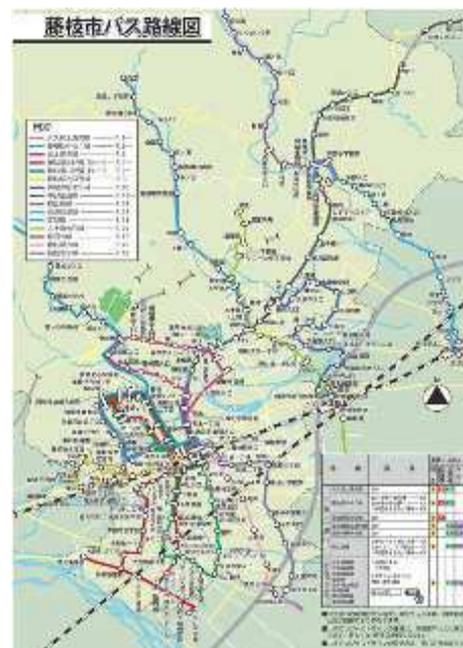
広陵元気号の再編時には、広陵元気号のルート、運行ダイヤが大幅に変更となり、また、有料化となるため、この再編に重点を置いた時刻表等を作成します。

次のステップとしては、路線バス、鉄道も含めた総合的な時刻表、公共交通マップの作成について、交通事業者と調整します。

【総合時刻表の作成例】

行政の運営によるコミュニティバスだけでなく、路線バスや鉄道を含めて1冊にまとめた総合交通マップ、時刻表を作成している事例があります。全体の路線配置や乗り継ぎがわかりやすくなります。

(藤枝市の事例)



⑤-4 モバイルサイトへの情報提供【実施主体：広陵町、交通事業者】

(平成28年度～29年度：情報提供、その後見直し時等に情報提供)

パソコン、スマートフォンなどを活用した乗継情報モバイルサイトに町内の公共交通のダイヤ情報を提供し、公共交通の乗車・降車時刻の検索、交通手段間の乗り継ぎ検索ができるようにします。

⑤-5 ホームページの作成と連携【実施主体：広陵町、交通事業者、民間事業者】

(平成28年度～29年度：ホームページ作成、平成30年度以降：運用)

広陵元気号のインターネットホームページを現況よりも充実させ、利用者の目的施設となる町内の施設のホームページや交通事業者のホームページにリンクできるように協議を進め、利用者が交通情報を利用しやすくします。

【ホームページの作成例】

町の公共交通全体のホームページから、コミュニティバス、路線バスのホームページにも移動できるようになっている例があります。このように関係する交通事業者へのアクセスが容易になると便利です。

(八戸市の事例)



⑥-1 運転免許自主返納の促進【実施主体：広陵町、交通事業者、警察、地域住民】

(平成28年度：施策の検討、平成29年度：取組み実施、以降継続実施)

今後益々高齢化が進展するなかで、高齢運転手の増加による交通事故等を削減するため、免許証を自主返納する人を増やす取組みを進めます。

広陵町は、警察と協力して様々な機会をつかって運転免許自主返納をPRするとともに、高齢者運転免許自主返納者へのインセンティブとして、公共交通利用者への割引制度や一定期間の利用チケット配布(回数券等)など、町独自の支援制度等について検討します。

## 高齢者運転免許自主返納支援制度をご利用ください

奈良県警察



☆支援その1☆

平成24年4月1日から奈良県タクシー協会加盟タクシーの運賃が1割引で利用できます！



タクシー運賃が  
一割引

<対象者>

- ・運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方

<支援内容>

- ・料金割引適用車のステッカー(下記注意事項参照)を貼ったタクシーを利用する際、運転経歴証明書を提示すると運賃が1割引になります。



☆支援その2☆

平成24年8月1日から、「奈良交通ゴールド倶楽部定期券(1年券)」を1回に限り無料で交付を受けることができます！

奈良交通ゴールド  
倶楽部定期券  
初回無料

<対象者>

- ・運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた、65歳以上の住所が奈良県の方

<支援内容>

- ・同定期券を使用すれば、1年間、近鉄大阪線以北区間については、運賃が100円で、近鉄大阪線以南については、大人運賃の半額で奈良交通を利用することができます。

～タクシー利用の注意事項～

- ☆タクシーを利用する際に、**運転経歴証明書**を示して下さい。その際、タクシー乗務員が必要事項を控えることがあります。
- ☆サービスは、**運転経歴証明書**の本人に対して行うものです。第三者の方が提示しても割引サービスを受けることができません。
- ☆下記のシールが貼られたタクシーで、ご利用いただけます。

運転免許証返納者  
料金割引適用車



☆運転経歴証明書☆



- 運転経歴証明書は、有効な運転免許証を自主返納された方の過去の運転経歴を証明するものです。
- 運転経歴証明書で運転することはできません。復活手続きもできませんので、運転する場合は、改めて運転免許証を取得することになります。
- 有効期限はありません。

【申請手続：場所、必要な物】

- ①運転免許センター又は住所地の警察署
- ②運転免許証、申請手数料1,000円、申請取消通知書写真(3×2.4cm)免許センターは写真不要です。

※代理申請はできません。

奈良交通ゴールド倶楽部定期券の販売窓口や問い合わせ先等は、裏面をご覧ください。

(奈良県の支援制度 HPより)

⑥-2 商業施設・事業者等との連携【実施主体：広陵町、交通事業者、民間事業者】

(平成28年度～29年度：取組みの検討、平成30年度以降：実施)

公共交通の持続可能な運営のためには、利用者を安定的に確保するとともに、企業等との連携による利用促進、運賃以外の収入確保についても工夫していくことが必要です。

行政、交通事業者、企業等の関係者が連携して、企画切符の作成、車内への広告掲載、乗降場所周辺の企業・店舗等からの協賛金制度等の実施に努めます。

⑥-3 イベントの実施 【実施主体：広陵町、交通事業者、民間事業者、地域住民】  
 (平成 28~29 年度：取組みの検討、平成 30 年度以降：実施)

公共交通を使った集客力のあるイベントを実施し、利用者の増加を図るとともに、イベントへの参加をきっかけに公共交通を利用する楽しさを知ってもらい、利用促進につなげます。

例えば、バスを使って町内の観光地をめぐるスタンプラリーなど、公共交通だけでなく、町内の魅力を知ってもらうイベントなどが考えられます。



(南知多町)

⑥-4 車両のラッピング、方面別カラーリング等の実施 【実施主体：広陵町、交通事業者】

(平成 28 年度：着手、以降継続実施)

バス車両に町民が愛着をもつとともに、分かりやすい車両とするため、広陵元気号の車両にラッピングや方面別のカラーリング等を行います。ラッピングは、町のシンボルとなるキャラクターを表現するなど、親しみやすいものとします。

【町民への公募によるバスデザインとラッピングの例】

(南知多町)



【事業の実施スケジュール】

事業	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
①-1 奈良交通の路線バスを維持	路線維持		ネットワーク検討			
②-1 広陵元気号の本格運行	試行運行/本格運行		検証	継続運行		
③-1 広陵町役場広場整備	検討		整備			
③-2 観光客向けの公共交通利用促進	検討		実施			
④-1 住民意見の把握と啓発	継続実施					
⑤-1 モビリティ・マネジメントの実施	検討、着手、実施					
⑤-2 広報による地域住民等への周知	実施					
⑤-3 時刻表の作成・配布	作成・配布		見直し時に作成・配布			
⑤-4 モバイルサイトへの情報提供	情報提供		見直し時等に情報提供			
⑤-5 ホームページの作成と連携	作成		運用			
⑥-1 運転免許自主返納の促進	施策の検討		実施			
⑥-2 商業施設・事業者等との連携	取り組みの検討		実施			
⑥-3 イベントの実施	取り組みの検討		実施			
⑥-4 車両のラッピング、方面別カラーリング等の実施	着手・継続実施					

## 5-4 評価・改善の仕組み

### (1) 基本的な考え方

本計画の事業推進にあたっては、PDCAサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action））による評価、改善の仕組みを実施します。

評価は、本計画上で定めた数値目標と実績値の比較に加えて、各実施事業の実施状況の成果についても対象とします。

### (2) PDCAの方法

#### ●評価の実施主体

- ・広陵町地域公共交通活性化協議会が実施主体となります。

#### ●事業実施状況及び目標達成状況の評価（年に1回程度実施）

- ・各事業の実施状況を毎年度評価します。実施スケジュールに対して的確に実施しているかどうか、どのような実施効果があったか、改善すべき事項などについて毎年度評価します。
- ・目標値との比較により、施策の達成状況を検証します。アンケートの必要な項目については、総合計画の施策評価実施時等にあわせて実施します。
- ・利用状況や目標達成状況を踏まえ、達成状況が順調でないと判断される場合には、その原因を探り、改善策等を検討・実施します。必要に応じてバス交通のルート、ダイヤ、運行方法等を見直し、改善を図ります。

#### ■評価の項目と目標値

評価項目	評価内容	H33 年度目標値	取得するデータ等
公共交通利用者数	路線バス（奈良交通）	現状維持 ・竹取公園東系統 665人/日（H26年度） ・真美ヶ丘線・王寺五位堂線 4,159人/日（H26年度）	利用者数調査（毎年）
	広陵元気号	増加 27,000人/年 （H26年度の10%増）	利用者数調査（毎年）
まちづくりへの寄与	転出・転入人口	転入人口の維持・増加 転出人口の抑制 現状：社会増182人（H26年度）	住民基本台帳等（毎年）
観光振興	町内の滞在人口	維持・増加 66,000人/年	地域経済システム（RESAS）
接続環境	バスとの接続の整備箇所	1箇所（役場前）	—

評価項目	評価内容	H33 年度目標値	取得するデータ等
町外への利便性	鉄道駅までの運行便数	路線バスは維持 H27 年度：190 本/日 (平日) 広陵元気号は 12 往復以上	—
	通勤利便性	向上 広陵元気号の通勤時間帯の運行 朝 2 便、夕 2 便以上	—
町内の利便性	町内路線の便数	向上 24 循環/日以上	—
利用者満足度	地域公共交通の満足度	向上 20% (H27 年度：14.8%)	アンケート調査等 (H33)
利用意識	バスを利用している人の割合	向上 35% (H26 年度：31.7%)	アンケート調査等 (H33)
	モビリティ・マネジメントの実施	実施 年間 1 回以上	—
情報提供	乗り換え案内サイトへの情報提供	整備 複数サイトへの情報提供	—
公共交通に対する理解・協力意識	住民懇談会の開催回数	維持 年間 12 回以上	—
	高齢者運転免許自主返納者数	増加 40 人 (H26 年度：34 人)	警察から情報収集
	イベント開催回数	増加 年間 1 回以上	—

### ●評価・改善のスケジュール

- ・評価・改善は、下記のスケジュールで行います。
- ・計画目標については、平成 33 年度が目標年度ですが、平成 30 年度に中間の評価・改善を行います。

### ■評価・改善スケジュール

項目\年度	年 度					
	H28	H29	H30	H31	H32	H33
協議会の開催	●	●	●	●	●	●
利用者数調査	●	●	●	●	●	●
アンケート調査等			●			●
実施事業の評価・改善	●	●	●	●	●	●
計画目標の評価・改善			●			●

●実施